

令和 5 年 5 月 8 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01455

研究課題名(和文)なぜ米兵は裁かれないのか 刑事裁判権をめぐる派遣国と受入国の相克

研究課題名(英文)Why are US servicemen in Japan not prosecuted?

研究代表者

信夫 隆司 (SHINOBU, Takashi)

日本大学・法学部・特任教授

研究者番号：00196411

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：米兵はなぜ裁かれないのかを明らかにするため、米兵がどの程度起訴されているのかを分析した。その上で、米兵に対する起訴率と日本人(米兵以外の外国人を含む)に対する起訴率を比較した。その結果、前者の起訴率は約17%、後者は約44%であることが明らかになった。両者の起訴率に倍以上の開きがある。

なぜこのような起訴率の違いが生じているのか。可能性として、刑事裁判権放棄密約の存在が考えられる。刑事裁判権放棄密約とは、米兵が罪を犯しても、実質的に重要な事件を除き、日本側は米兵を起訴することはないとの日本側の一方的な政策表明である。これが密約であることを論証すると共に、起訴率に与えた影響を検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

刑事裁判権放棄密約が存在することは明らかにされてきた。この密約は、2011年8月25日に開かれた日米合同委員会、日米は秘密指定の解除に合意した。ただし、日本政府による一方的な政策的発言であり、合意を構成するものではないことを日米は確認している。したがって、約束ではないというのが日米両政府の主張となる。

本研究では、一方的政策的発言という形で密約が交わされる交渉過程を詳細に分析し、一方的政策宣言に名を借りた密約であることを論証した。これにより、なぜ米兵の起訴率が低いのかを解明する端緒が開かれた。また、この政策が検察の末端まで行き渡っていることを明らかにし、その問題点を指摘した。

研究成果の概要(英文)： In order to clarify the reasons why U.S. servicemen are not prosecuted, we examined the extent to which U.S. servicemen are prosecuted. We then compared the prosecution rate of U.S. servicemen with that of Japanese. As a result, it was found that the prosecution rate for U.S. servicemen is about 17%, while that for Japanese is about 44%. There is more than a twofold difference in the prosecution rate between the two groups.

Why is there such a difference in prosecution rates? One possible explanation is the existence of a secret agreement to waive criminal jurisdiction. The agreement is a unilateral policy statement by the Japanese side that even if a U.S. serviceman commits a crime, the Japanese side will not prosecute him, except in cases of substantial importance. We argued that this was a secret agreement, but not Japanese unilateral statement and examined its impact on the prosecution rate.

研究分野：国際政治学

キーワード：日米地位協定 日米密約 刑事裁判権 拘禁権

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 日本における米軍関係者の数

日本には5万6000人からの米兵が駐留している。米軍が海外に駐留する人数は約17万人にのぼる。そのうち駐留人数が一番多いのが日本である。次にドイツの約2万人、韓国の1万7000人と続く。海外に駐留する米兵の約三割は日本に駐留していることになる。米軍の海外駐留人数を示した表1を参照。同表では、米兵の海外駐留人数の多い上位10カ国のみ国名を示した。

	陸軍	海軍	海兵隊	空軍	沿岸警備隊	合計
日本	2,509	20,530	20,679	12,738	18	56,474
ドイツ	20,529	452	404	13,080	10	34,475
韓国	16,978	342	197	7,911	2	25,430
イタリア	3,920	3,465	65	4,631	2	12,263
イギリス	160	287	55	8,909	13	9,424
バーレーン	16	3,366	297	20	382	4,081
スペイン	27	2,224	311	376	1	2,939
クウェート	587	2	1,235	38	0	1,862
トルコ	142	6	31	1,505	0	1,684
ベルギー	641	97	37	382	0	1,157
海外駐留合計	47,748	36,724	29,518	54,584	1,452	170,026
米軍全体合計	477,896	342,064	181,031	330,248	40,383	1,371,627

(出典) The Defense Manpower Data Center (DMDC), Military and Civilian Personnel by Service/Agency by State/Country (Updated Quarterly)の2020年12月版による。DOI: [https://www.dmdc.osd.mil/appj/dwp/dwp\\_reports.jsp](https://www.dmdc.osd.mil/appj/dwp/dwp_reports.jsp)

日本に駐留するのは米兵だけではない。米軍属、および、米兵・米軍属の家族も米軍関係者として滞在している。これらを加えると、米軍関係者の数は10万人にのぼる。また、これらの人々は、日本に散在するわけではなく、いわゆる米軍基地およびその周辺で生活している。

### (2) 米軍関係者による犯罪

これだけ多くの米軍関係者が、基地周辺で生活するとなると、周辺に暮らす人々とのトラブルも生じることとなる。特に、沖縄には多数の海兵隊員が駐留していることが知られている。その多くは二十歳前後の若者である。厳しい訓練の後の余暇でハメをはずし、罪を犯す例は、これまでも多数報道されてきた。なぜ米兵による犯罪は減らないのか。その根本的な原因は何なのか。これを明らかにすることにより、「なぜ米兵は裁かれないのか」という疑問に答えをだすことが、本研究を開始するにいたった背景にある。

## 2. 研究の目的

### (1) 二つの目的

本研究の目的は二つある。ひとつは、日本人（米兵を除く外国人を含め）に比べ、米兵は本当に裁かれていないのかである。この場合、「裁かれる」とは、裁判の前提となる検察官による起訴を意味する。検察官が起訴しなければ、刑事裁判が開かれることはない。もうひとつは、仮に米兵の起訴率が低いのであれば、なぜそのような結果になっているのかを解明することである。

### (2) 日本人と米兵の起訴率の比較

表2は、日本人と米兵の起訴率を比較したものである。

年次	日本人（米兵等を除く外国人を含む）				米兵			
	起訴	不起訴	起訴・不起訴の合計	起訴率	起訴	不起訴	起訴・不起訴の合計	起訴率
2001	93,286	70,780	164,066	56.9	22	123	145	17.9
2002	100,913	81,376	182,289	55.4	24	153	177	13.6
2003	105,375	92,494	197,869	53.3	31	174	205	15.1
2004	110,193	110,346	220,539	50.0	36	153	189	19.0
2005	109,441	124,184	233,625	46.8	33	125	158	20.9
2006	110,298	142,852	253,150	43.6	30	112	142	21.1
2007	102,993	133,196	236,189	43.6	23	95	118	19.5
2008	98,570	123,457	222,027	44.4	19	124	143	13.3
2009	96,541	123,184	219,725	43.9	27	98	125	21.6
2010	91,322	123,591	214,913	42.5	17	123	140	12.1
2011	85,586	118,802	204,388	41.9	13	85	98	13.3
2012	83,823	122,269	206,092	40.7	30	81	111	27.0
2013	78,774	123,672	202,446	38.9	17	77	94	18.1
2014	77,405	123,887	201,292	38.5	10	54	64	15.6
2015	77,268	120,522	197,790	39.1	17	78	95	17.9
2016	73,060	118,115	191,175	38.2	14	67	81	17.3
2017	69,674	116,194	185,868	37.5	17	74	91	18.7
2018	68,153	115,381	183,534	37.1	10	55	65	15.4
2019	68,056	110,058	178,114	38.2	22	57	79	27.8
合計	1,700,731	2,194,360	3,895,091	43.7	412	1,908	2,320	17.8

(注) 刑法犯のみで、過失運転致死傷罪は除いている。

(出典) 日本人の場合は、法務省法務総合研究所(編)『令和2年版犯罪白書』、2-2-2-4図 起訴・不起訴人員等の推移、米兵の場合は、法務省「合衆国軍隊構成員等犯罪事件人員調」2001年～2019年である。

2001年から2019年までの起訴率の平均では、日本人が43.7%であるのに対し、米兵は17.8%である。その差は歴然としている。

### (3) 仮説の設定

起訴率が倍以上異なるのには理由があるはずである。米兵に対する刑事裁判権放棄密約の存

在がこの起訴率の差に影響しているのではないかという仮説を設定した。検察官が、米兵であることを理由として、米兵を起訴していないのではないか、というものだ。刑事裁判権放棄密約とは何か、この密約が検察官の起訴行動にどのように影響を及ぼしているのかを明らかにすることが、仮説を検証するにあたって重要な研究テーマとなった。

### 3 . 研究の方法

仮説を検証するため、まず、米兵に対する刑事裁判権の仕組みを理解し、日米の一次資料を分析する必要があった。

#### ( 1 ) 日米地位協定の刑事裁判権条項 ( 第 17 条 ) の仕組み

日米地位協定の刑事裁判権条項では、いわゆる競合的裁判権という方式が用いられている。この方式では、米兵が罪を犯した場合、その罪が日米それぞれの法律で罰せられるものであれば、日米それぞれが裁判権を有する。殺人・強盗といったほとんどの犯罪では、日米の裁判権が競合する。そのままではどちらに裁判権があるかをめぐって紛争が生じる。解決方法として、裁判権を第一次 ( 優先的 ) と第二次に分けた。米側が第一次裁判権を有するのは、身内の犯罪 ( 米兵同士の犯罪や米軍の財産を米兵が窃取したような場合 ) および米兵が公務上犯した罪である。それ以外のすべての罪は、たとえ軽い罪であっても、日本側が第一次裁判権を有する。

#### ( 2 ) 日米の一次資料

日本側の一次資料として、1953 年の日米行政協定 ( 日米地位協定の前身 ) 第 17 条 ( 刑事裁判権 ) 改正交渉に係る外交記録及び関連資料がある。2011 年 8 月に公表された。具体的には、「日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係 ( 17 条 )」第 1 巻 ~ 第 3 巻である。

米側にも刑事裁判権条項の改正に関する資料が多数残されている。主要なものとして、以下がある。いずれもメリーランド州カレッジパークにある米国立公文書館が所蔵する。

- ・ RG59 Central Decimal Files, 1950-1954.
  - ・ RG84[Entry UD 2828A] Japan: U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963.
- 以上の日米の一次資料を用い、仮説の検証をおこなった。

### 4 . 研究成果

#### ( 1 ) 刑事裁判権放棄密約

まず、刑事裁判権放棄密約とは何かを明らかにしたい。これは、日米合同委員会の下部組織である裁判権小委員会、さらにその下部組織の刑事部会の日本側代表である津田實による陳述をさす。当時、津田は、法務省刑事局の総務課長を務めていた。陳述の主要部分は以下である。

私は、方針として、日本国の当局が日本国にとって実質的に重要であると考えられる事件以

外については、合衆国の軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で合衆国の軍法に服する者に対し、裁判権を行使する意図を通常有しない旨述べることができる。

これは津田の一方的陳述であり、また、日本側の方針を示したに過ぎない。米側との約束ではない。形式的に見れば、「密約」という日米間の約束は存在しないことになる。ところが、交渉過程に関する日米の一次資料を紐解くと、異なる解釈が可能になる。

米側は、当初、津田が述べた内容を日米間の合意議事録に記すことを望んでいた。合意議事録とは、条約の解釈に合意した文書で、公表される。合意議事録に記されると、日本側が裁判権の一部を放棄したことが明白になってしまう。そこで、日本側は、日本側交渉代表者の陳述、さらには、刑事部会の日本側代表者の陳述といったように、なるべくこの陳述が明らかにならないようにした。それが、津田による一方的陳述である。

これにより、本来は約束の形であったものが、漏洩をおそれた日本側の要請を米側が受け入れ、刑事部会の日本側代表の陳述という形で記録が残されたのであった。津田の一方的陳述は、一方的に名を借りた「密約」であったことになる。

## (2) 密約の実行

米兵を起訴するか否かは、現場の検察官が判断する。しかし、密約を知らずに、検察官が米兵を起訴すれば、密約違反となる。そこで、法務省は、米兵の犯す罪を「処分請訓規程」の対象とした。この規程は、一定の罪に関しては、現場の検察官の判断で起訴・不起訴を決めるのではなく、上職へ請訓し、その判断を仰いだうえで、起訴・不起訴を決める、というものだ。米兵の犯罪に関しては、現場の検察官の独自の判断で起訴・不起訴を決めることができない。その後、米兵の犯罪は、「処分請訓規程」の対象ではなくなる。ただ、その理由は、法務省の意向が末端の検察官まで十分に行き渡ったからというものであった。軽い罪では米兵を起訴しないことが、検察の慣行となったのである。

## (3) 残された問題

以上の分析から、津田の一方的陳述は、一方的に名を借りた「密約」であったことが論証された。ただし、刑事裁判権放棄密約の存在だけで、米兵に対する起訴率が日本人に比べ低いことが全面的に検証されたわけではない。米兵の場合、身内の犯罪の場合には日本側に第一次裁判権がない、また、米兵が未成年の場合、米側に手続きを委ねるといった慣行もある。密約の存在だけで、米兵の起訴率が低いと判断できない要因がある。

近年、日本人の犯罪件数は減少傾向にあり、同様に、米兵の犯罪件数も同様の傾向にある。とはいえ、重大な犯罪は依然として繰り返されている。さらに、米兵の犯罪の場合、被害者の損害が十分に補償されないという問題もある。刑事裁判権および民事裁判権(損害賠償)という両面から米兵の犯罪を検討する必要があることが、今後の課題として残された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 信夫隆司	4. 巻 57巻1号
2. 論文標題 米兵の拘禁権をめぐる密約	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 政経研究	6. 最初と最後の頁 1-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 信夫隆司	4. 巻 3
2. 論文標題 なぜ米兵は裁かれないのか	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本政治法律研究	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 信夫隆司	4. 巻 159
2. 論文標題 NATO軍地位協定の民事請求権	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 岩手県立大学総合政策学会ワーキング・ペーパー	6. 最初と最後の頁 1-54
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 信夫隆司
2. 発表標題 なぜ米兵は裁かれないのか
3. 学会等名 日本政治法律学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 信夫隆司	4. 発行年 2021年
2. 出版社 みすず書房	5. 総ページ数 304
3. 書名 米兵はなぜ裁かれないのか	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------